

Title	国立高等専門学校制度における第二次中期計画について : 中央教育審議会の答申を受けて
Author(s)	渡部, 順一
Citation	年次学術大会講演要旨集, 24: 320-325
Issue Date	2009-10-24
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/8638
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨



国立高等専門学校制度における第二次中期計画について ～中央教育審議会の答申を受けて～

○渡部順一（東北工業大学）

1. 初めに

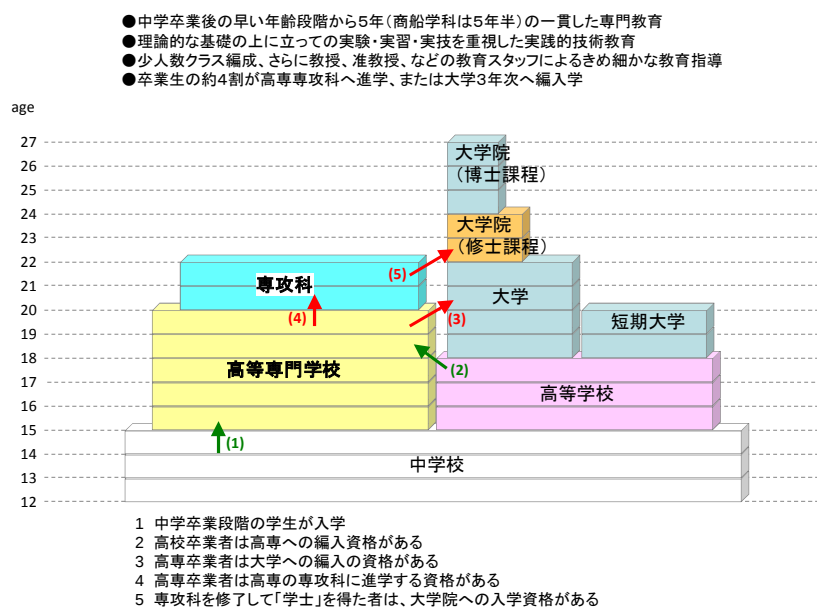
学校教育法によれば、「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的」とされる。こうした目的のもと、高等専門学校（以下「高専」）は即戦力としての実践的技術者の養成を目指し、後期中等教育段階を含む5年（商船高専は5年6月）の一貫教育を行う高等教育機関として大きな役割を果たしてきた。1961年の制度創設以後、準学士の称号の創設、分野の拡大、専攻科設置などの制度の充実を経て、2008年4月現在、国立55校、公立6校（学生募集を行っているのは3校）、私立3校が設置されるまでになった¹⁾。

その設立に際しては、犬丸[1]の中で、当時の文部省大学学術局長が「技術者の養成を使命とし、中学校卒業程度を入学資格とする五年制の専門教育機関であり、従来の六・三・三・四の学校体系とは異なった六・三・五の体系をとる学校制度として、わが国の教育制度上画期的な意義をもつ」と述べるなど、大学とは異なった高等教育機関として制度化されたものである。

2004年4月55国立高専は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」）として一つになった。国が直接設置する学校ではなくなったが、学校教育基本法第2条によれば、高専機構が設置する学校も国立学校とされている。（図1）

2004年4月1日から2009年3月31日までの5年間にわたる第一期中期目標期間が終了し、2009年4月1日より2014年3月31日までの、新たな中期目標期間が開始されることとなり、それを達成するため第二次中期計画が策定された。

図1 技術立国にふさわしい、国立高等専門学校の制度

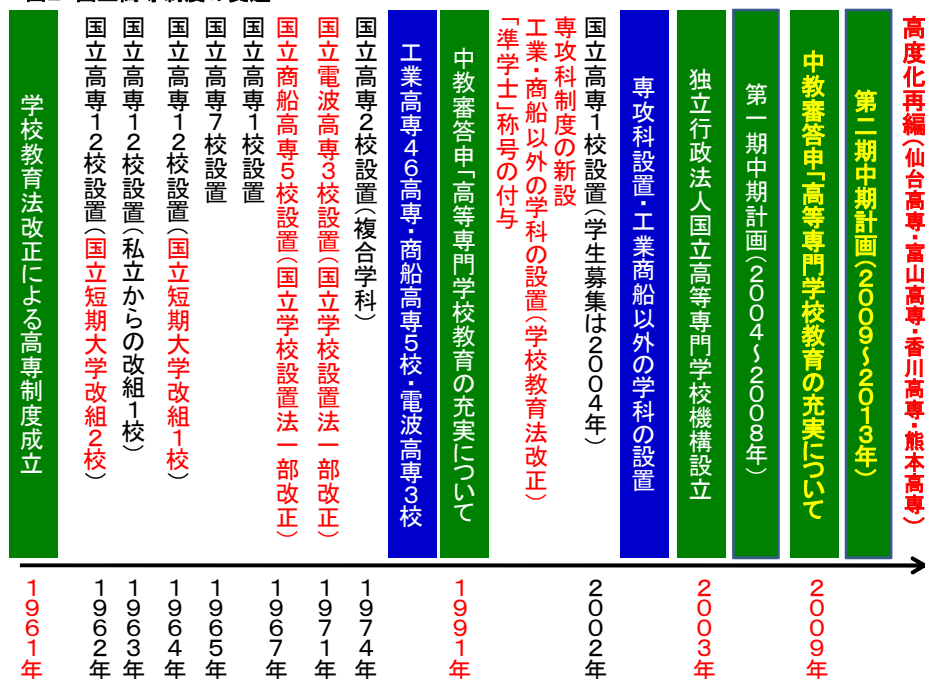


¹⁾ 渡部順一，高専における産学官連携と知的財産権の現状と課題，研究・技術計画学会第18回年次学術大会講演要旨集，413-413（2003）を基に記述。

一方で、2008年12月24日、中央教育審議会より「高等専門学校教育の充実について一ものづくり技術力の継承・発展をイノベーションの創出を目指して一（答申）」（以下、「中央教育審議会答申」）がなされている。この中教育審議会答申は、1991年2月8日に中央教育審議会の前身である大学審議会が行った「高等専門学校教育の改善について（答申）」（以下、「大学審議会答申」）以来のものである。

本報告では、国立高専制度の独立行政法人設立前の現状を明らかにし、独立行政法人設立後の第一期中期目標期間における中期計画とその遂行状況から、中央教育審議会答申を踏まえたうえで、第二期中期目標期間における第二次中期計画の課題について、検討を加えるものである。（図2）

図2 国立高専制度の変遷



2. 独立行政法人化までの国立高専制度の変遷と課題

（1）制度創設から大学審議会答申まで

第38国会²⁾において学校教育法の一部を改正する法律が成立し、新たに1962年度から高専が創設されることとなった。1967年度に、国立商船高校の国立高専化によって外航路船舶職員の要請を目的とする商船に関する学科の設置、1971年度の国立電波高校の国立高専化、1976年度には主として国立高専卒業生を受け入れ、学部、大学院（修士）の一貫した教育を目的とした長岡技術科学大学と豊橋科学技術大学が創設されるなど制度整備が進むこととなった³⁾。

1961年当時の学校教育法では、大学の修業年限は4年ではあるが、「当分の間（中略）文部科学省の認可を受けて、2年又は3年とすることができる」としてその大学を短期大学と称すると、その修業年限のみが規定が規定されていたことから、短期大学の目的は大学と同じ「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的」とされた。そこで、高専と短期大学の違いとして、「農業、商業、芸術など工業以外の分野で中堅技術者に相当される者が必要とされるならば、それは短期大学から供給される外ない」、あるいは「工業に関するものであっても夜間の短期大学の行う教育は、高等専門学校によってまかなうことのできない分野である」などが強調されていた。こうした議論から、当初意図した高専制度と短期大学制度は異なったものであることが推測される。しかし、実際には、1962年から1964年にかけて、国立短期大学4校が国立高専に改組されている。高専制度は、その設立当初から当初意図した事業の定義に混乱が見られるのである。

²⁾ 1960年12月26日から1961年9月24日まで。

³⁾ 文部科学省専門教育課『独立行政法人国立高等専門学校機構法案に関する資料』2003年。

「高等専門学校に関する基礎資料」703ページを基に記述。

このことは、同じ国の高等教育機関でありながら、2004 年度において国立大学に国立大学法人制度が取り入れる際に、学長の任命や中期目標の作成に大学の意見が十分反映される仕組みの導入、また、評価についても、大学の教育研究の評価を行う専門機関である「大学評価・学位授与機構」や、独立行政法人評価委員会とは別に置かれる「国立大学法人評価委員会」で行うこと、さらに、法律の運用にあたって大学における教育研究の特性に配慮しなければならないことを国に義務づけるなど、独立行政法人制度の枠組みを利用しながらも、大学独自の制度となっていることに影響を及ぼしているのではないかと考えている⁴⁾。

（２）大学審議会答申から独立行政法人化まで

1991 年 2 月に、大学審議会より「高等専門学校教育の改善について（答申）」がなされた。その中で、専攻科の制度の創設として、高専に「大学や短大と同様に、卒業生を対象に、精深な程度において、特別な事項について教授し、その研究を指導する専攻科を設置できる」ようにすると述べられている。

高専制度設立当初の高度成長期において、大学は上級技術者の育成機関、工業高等学校は初級技術者又は技能者の養成機関とされていたが、中級技術者の養成機関がないとされていた。中級技術者は、大企業においては、技術者が組織的に活動を展開するに当たり、指導的な技術者の直接の補助者となり、また初級技術者また技能者の指導監督に任ずる。また中小企業においてはむしろ中心的な技術者として、技能者を指導監督しつつ、企業の技術の責任者として活躍すべき者がこの中級技術者である。しかしこの中級技術者は、「技能者」とは異なり、技術に関する学理と応用についての基礎的な知識技能を身につけ、上級技術者の一般的指示の下に、あるいは限定された範囲内であっても独力で、教えられない問題を解決してゆく素養がなくてはならない⁵⁾。そこで、学校教育法において、「高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することと目的」⁶⁾とした「高度な職業人」教育のための高等教育機関として設置されたのである。

専攻科設置によって、従来の「中級技術者」の育成から「上級技術者」が育成できることとなったにも関わらず、大学と異なった制度として整備されたことと相まって、専攻科修士生に対して、個々の高専が「学士号」を付与することができず、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「大学評価・学位授与機構」）へ、所定の単位修得し、学習成果の作成を行い、試験の審査を経て、大学評価・学位授与機構から「学士号」が付与されることとなっている。このことは、准学士課程 4 年（3 年から可）から専攻科課程 2 年までの 4 年間にわたって、一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下「JABEE」）の技術者教育プログラムを取り入れて、認定されたプログラムの実施によって、ほぼ自動的に「修得技術者」の資格を得る方向に向かわせることとなった。「修得技術者」は、技術士第一次試験が免除され必要な経験を積んだ後に技術士第二次試験を受験することができ、技術士第二次試験合格後、技術士登録をすることで、技術士の資格を得ることができる。認証評価の対象である正規課程と、JABEE の課程が混在する状況となっている。

また、分野の拡大として、高専教育は「工業及び商船以外の分野における専門的職業人の養成にも有効」であり、一定の制約のもと「当面、例えば農業、商業、外国語、情報、芸術、体育など」の分野における新たな開設が考えられるとした。大学審議会の答申を受けて、国立高専の改編が行われた。工学分野での 4 学科から 5 学科への規模拡大（27 高専）、専攻科設置による高度化（55 高専 130 専攻）となっているが、社会科学系の学科は 3 校 3 学科に留まることとなった。（図 3）

大学審議会答申によって、ある国立高専では工学分野の学科増設を、ある国立高専では専攻科設置を、またある国立高専では社会科学系学科の設置を行ったのか。独立行政法人化前まで、工学系分野の「規模拡大」や社会科学系等の「分野拡大」が進まず、専攻科設置という「高度化」が進んでいったのか。設立当初の目的であった「中級技術者」の育成は、工業分野の技術者の育成を意味しており、高専設置後の整備の中で、工業分野の学科整備が進んでいったことと関係しているのではないかと考えている。

2008 年における中教審答申においてもこの点が指摘されているが、「工業系分野を基盤とした理工学分野の新たな融合・複合分野やソフト系の分野、第三次産業分野の学科設置も含め、「地域及び我が国全体のニーズを踏まえた新学科の設置により新分野への展開を図ることも検討」と記載されている。第三次産業分野でも工業系分野との連携を見据えた、新分野進出が必要になるのではないかと考えている。

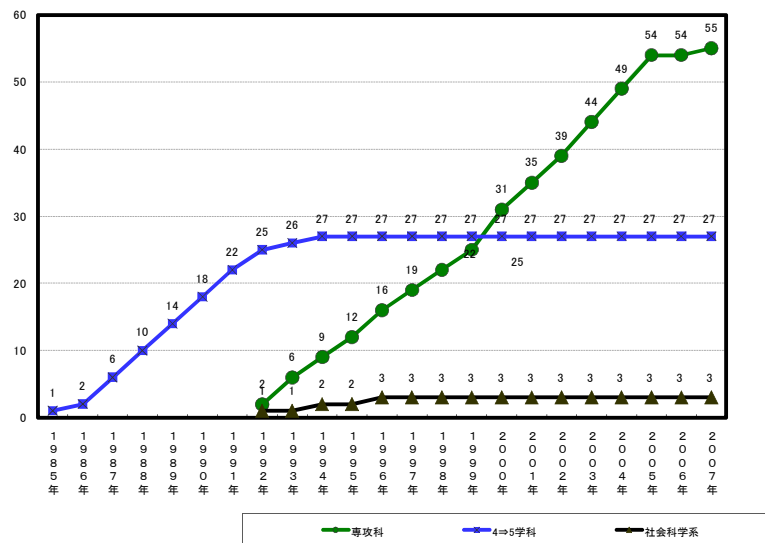
⁴⁾ 文部科学省ホームページ。2008 年 7 月 30 日。

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houjin/03052702/010.htm

⁵⁾ 犬丸[1]。15 ページ。

⁶⁾ 第 70 条の 2。1961 年現在。

図3 深耕化(専攻科設置)、分野拡大(学科増設)、及び新分野進出(社会科学系学科設置)



(注) 各国立高専の要覧、ホームページを基に作成。

(3) 高専機構の成立

2003年に成立した、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年七月十六日法律第百十三号）によれば、高専機構の目的は「職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ること」（同法第3条）とされている。また、業務の範囲として、「国立高等専門学校を設置し、これを運営すること」、「学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談、寄宿舎における生活指導その他の援助を行うこと」、「機構以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の機構以外の者との連携による教育研究活動を行うこと」、及び「公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること」が定められた。

それまで個々に分かれて活動してきた個々の国立高専は、それを管理するために国によって設置された高専機構の管理の下に入ることになったことから、高専機構と55国立高専の間で、管理する機関と業務を実行する機関という新しい関係が生まれることとなった。

3. 第一期中期目標、並びに第一期中期計画

第一期中期目標は、前文において、「15歳人口の急速な減少という状況の下で優れた入学者を確保するためには、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係など、高等学校や大学とは異なる高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。また、産業構造の変化等を踏まえ、新しい時代に対応した創造力に富み、人間性豊かな技術者の育成という視点に立って、国立高等専門学校における教育の内容も不断に見直す必要がある。こうした認識のもと、機構が各国立高等専門学校の自主性を踏まえつつ、その枠を越えて人的・物的資源を効果的・効率的に活用することにより、大学とは異なる高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化する」と記載され、続いて「中期目標期間」、「業務運営の効率化に関する事項」、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」、及び「財務内容の改善に関する事項」と続いている。

この第一期中期目標を踏まえて第一期中期計画が定められ、「基本方針」、「業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」、「予算」、「短期借入金の限度額」「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」、「剰余金の使途」、及び「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」が記載されている。

第一期中期目標、並びに第一期中期計画では、全国国立高専校長の任意の集まりである、国立高等専門学校協会が行った要望書を踏まえて、個々の国立高専の意見の取り上げられる余地を残していた。

4. 中教審答申

中教審答申では、「高等専門学校教育の現状」、「高等専門学校をめぐる社会経済環境の変化」、「社会経済環境の変化に対応した高等専門学校教育の今後のあり方」、及び「高等専門学校教育充実の具体的方策」などが記載されている。

「社会経済環境の変化に対応した高等専門学校教育の今後の在り方」における「基本的考え方」においては、「中堅技術者の養成から、幅広い場で活躍する多様な実践的・創造的技術者の養成へ」、「多様な高等教育機関のうちの一つとして本科・専攻科の位置付けを明確に」、「産業界や地域社会との連携を強化し、ものづくり技術力の継承・発展を担いイノベーション創出に貢献する技術者等の輩出へ」と謳われている。また、基本的考え方を踏まえた「高等専門学校における教育の充実の方向性」においては、「より高度な実践的・創造的技術者の養成」、「高等専門学校の高度化・多様性の促進」、及び「幅広い機関との連携の促進・高等専門学校の活動理解の促進」が掲げられている。

「高等専門学校教育充実の具体的方策」においては、「学科の見直し」、「新分野への展開」、「地域ニーズを踏まえた専攻科の課程の充実」、及び、「学校の再編・整備による新しい機能を備えた高等専門学校の創設」などが記載されている。

高専の位置づけとして、「高等専門学校教育は、大学等の高等教育機関だけでなく専門高校、あるいは職業訓練校などで行われている職業教育の重要な一翼を担っている」とし、「職業教育の在り方についても見直すべき」とも述べられている。

5. 第二期中期目標、並びに第二期中期計画

第二期中期目標は、前文において、「15歳人口の急速な減少という状況の下で優れた入学者を確保するためには、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係など、高等学校や大学とは異なる高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。また、産業構造の変化等を踏まえ、新しい時代に対応した創造力に富み、人間性豊かな技術者の育成という視点に立って、国立高等専門学校における教育の内容も不断に見直す必要がある」と第一期中期目標と同様に記載されている。しかし、「各国立高等専門学校が自主的・自律的な改革により多様に発展することを促しつつ、一方でその枠を越えて人的・物的資源を効果的・効率的に活用することにより、大学とは異なる高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化するため、機構の中期目標を」と続き、高専機構のコントロールが強くなる印象を受ける。

この第二期中期目標を踏まえて第二期中期計画が定められ、「基本方針」、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」、「業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」、「予算」、「短期借入金の限度額」、「重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画」、「剰余金の使途」、及び「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」と記載され、第二番目と第三番目の項目が入れ替わっている。

「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」において、「産業構造の変化や技術の高度化などの時代の進展に即応した対応が求められる中、各高等専門学校がそれぞれの地域性や特色、立地条件等に応じ、個性ある多様な発展を目指し、自主的・自律的な改革を進める」と記載されている。その上で、「学科構成を見直し、地域の要請に即応した新分野の学科の設置や改組・再編・整備を適切に進めるとともに、地域や各高等専門学校の実情に応じ専攻科の整備・充実を行う」とされた。また、「中央教育審議会答申の趣旨や入学志願者の動向、ニーズ等を踏まえ、高等専門学校の配置の在り方について地域の要望に即した見直しを行うものとし、宮城、富山、香川及び熊本の4地区にある高等専門学校の統合を着実に進める」、「さらに、必要な外部有識者や各学校の参画を得た調査研究を行い、その成果を活用する」と記載が続いている。「業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」においては、「高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与相当額及び各年後特別に措置しなければならない経費を除き、運営交付金を充当して行う業務については中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費（人件費相当額を除く）については、3%、その他は1%の業務の効率化を図る」として、組織形態の在り方について、大幅な変革を求められることとなった。高専機構、あるいは各国立高専の自主的、自律的な改革といいながら、「勧告の方向性を踏まえた見直し案（2007年文部科学省）」、「整理合理化計画（2007年閣議決定）」、「中央審議会答申」、あるいは「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第47号）」、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（2006年閣議決定）」などにより、制度面からの様々な制約がその方向性を示唆している推測される。

6. まとめ

中期目標、並びに中期計画がいかに達成されているかということから見ると、高専機構の「事業報告書」に現れない課題があるのではないかと考えている。

第一に、高専機構でいえば、第一期中期目標、並びに第一期中期計画を策定した際の理事長、理事と、実際の中期目標期間において実行していく理事長、理事、そして中期目標期間終了後に評価を受ける理事長、理事が異なっているということである。同様なことが個々の国立高専においても見られる。目標、計画さえ立てておけば、その内容が半ば自動的に実行されていくとして、誰も責任を取らない制度となるのではないかと危惧している。

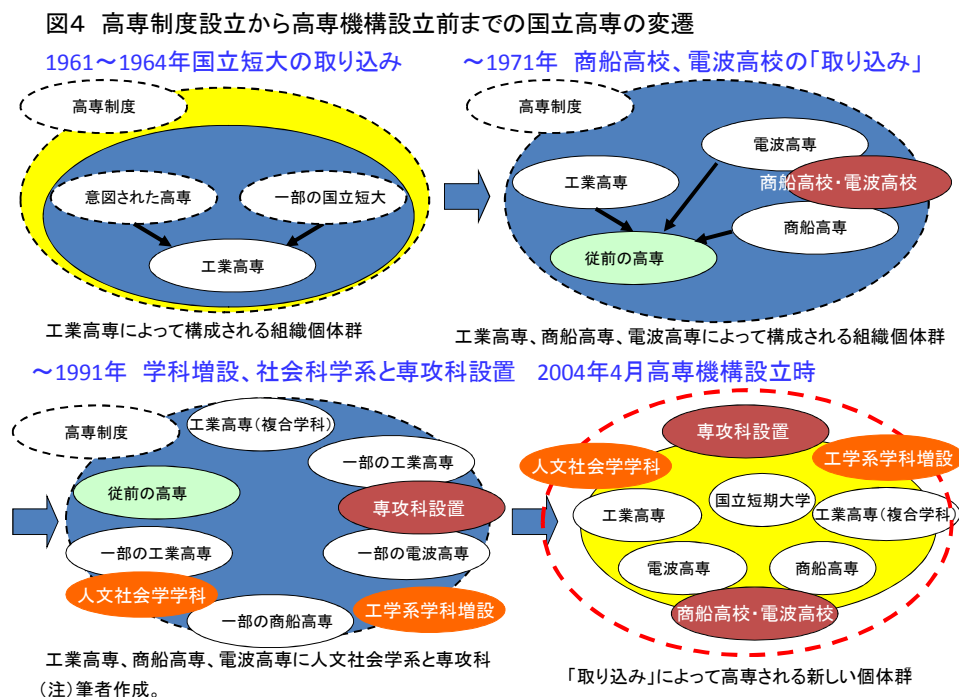
第二に、高専機構、あるいは個々の国立高専が意図する教育理念、教育目標、育成すべき人材像、卒業時に身につけるべき資質能力、それを達成するための授業内容と JABEE 認定のための授業内容がかならずしも同じではないことにある。これは、競争的外部資金に応募し、採択された場合において、そのテーマに応じたカリキュラムが実施されるときにも、同様な問題となる。様々な目的をもった授業あるいは事業が、短期的で、その場しのぎの対応の積み重ねとなり、中期目標、並びに中期計画の実施に影響を与えるのではないかと危惧している。

第三に、「連携による教育研究活動」、また「学生以外の者に対する学習の機会の提供」が業務として定められ、中期目標、中期計画が策定されていることから、十分に学生の教育が行えないのではないかと考えている。このことは、高専教育により育成する人物像をあいまいにする可能性がある。一方で、高等教育機関の役割、一方で地域人材の育成機関としての側面を持つことになるからである。

国立高専制度は、その設立当初の意義から、他の制度を取り入れる組織形態の変化を経て、多様性のある意義をもった制度として変遷をしてきた。また、その育成すべき人材像についても、当初の「実践的技術者」、あるいは、「中級技術者」から大きく変化してきている。

朝日新聞[2]によれば、経済協力開発機構（OECD）から派遣された欧米の専門家の一人が「高専の教育はすばらしい。感心しました」と述べているという。設立当初の「実践的技術者」の養成について、大きな成果をあげて、高等教育機関で一定の地位を得てきたといえよう。

第二期中期計画においても、これらの評価を踏まえて、長期的視野に立った国立高専制度の改革を、高専機構、あるいは個々の国立高専に期待したい。



参考文献

- [1] 犬丸直、高等専門学校制度と関係法令の解説、第一法規出版（1962）。
- [2] 朝日新聞、（窓・論説委員室から）授業はオールドファッション、2006年6月5日。